「御嵩町外国語指導助手派遣事業」
プロポーザル募集要領

令和６年１１月１日
御嵩町
学校教育課学校教育係

「御嵩町外国語指導助手派遣事業」
プロポーザル募集要領

第１　業務目的

本業務は、町内小中学校に外国語指導助手（Assistant Language Teacher 以下「ＡＬＴ」という。）を派遣し外国語教育を行うことで、外国語による「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動・外国語教育の向上及び実践的なコミュニケーション能力の育成を目指すものです。

事業の専門性から幅広く事業者から提案を受け、町の業務目的に最も合致する事業者を選定することで、21 世紀御嵩町教育・夢プラン第４次改訂版における外国語教育の充実に対する成得を高めることを目的としています。

今回、本業務を発注するにあたって、プロポーザル方式により提案内容を審査し、受注者を選定することとしました。

本業務は、令和７年度の御嵩町当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本業務は当該予算成立後に効力が生じます。そのため、当該予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記の件に伴い、プロポーザル参加者または受注予定者において損害が生じた場合にあっても、御嵩町においては、その損害について一切負担しません。

第２　募集の内容

１　業務名

御嵩町外国語指導助手派遣事業

２　業務内容

別紙仕様書のとおり

３　業務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（3 箇年継続事業）

４　派遣料金の上限

10,923,000 円（年額、税込み）

第３　プロポーザルに係る事項

１　プロポーザル参加の要件

①　日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

②　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当しない者であること。

③　役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

④　次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

イ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、御嵩町が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

ウ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥　御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成４年訓令甲第８号）に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。

⑦　宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

⑧　最近３年間、本店及び岐阜県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑨　御嵩町から御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる排除措置要件に該当しないこと。

⑩　評価委員会の会議の日において御嵩町の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。

⑪過去 5 年以内に地方公共団体が発注する外国語指導助手派遣業務実績を同一地方公共団体に継続して 2 年以上有するものであること。

⑫労働者派遣事業許可を受けていること。

２　企画提案書の作成

企画提案書（任意様式）により、事業を企画・提案してください。なお、企画提案書は、日本工業規格Ａ４（一部Ａ３版資料折込使用可）とします。また、企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

３　プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項　　目	日　　程
①　募集要領等の公表・配布	令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）
②　募集要領等に関する質問受付	令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）
③　プロポーザル参加申込受付	令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）
④　プロポーザル企画提案書受付	令和6年11月1日（金）～令和6年12月6日（金）
⑤　プロポーザル評価委員会	令和6年12月中旬ごろ（予定）
⑥　審査結果の通知・公表	令和6年12月下旬ごろ（予定）

（2）募集要領等の公表・配布

①　公表・配布期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）

午前8時30分～午後5時15分

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

②　配布場所

御嵩町教育委員会学校教育課学校教育係

〒505-0192　可児郡御嵩町御嵩1239番地1　御嵩町役場北庁舎2階

※募集要領等は、御嵩町のホームページからも入手できます。

御嵩町ホームページ(https://www.town.mitake.lg.jp)＞事業者トップページ＞事業者向け情報＞募集＞プロポーザル方式等の募集・結果公表

※郵送での配布は行いません。

（3）説明会の開催、募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

①　説明会の開催

説明会は開催しません。

②　質問書受付期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）　午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

③　質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（様式4）を事務局宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付して提出してください。

※提出した場合は、届いていることを電話にて確認してください。

ＦＡＸ　０５７４－６７－１９０２

電子メールアドレス　gakkou@town.mitake.lg.jp

③　回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、御嵩町ホームページにて公開します。

御嵩町ホームページ(https://www.town.mitake.lg.jp)＞事業者トップページ＞事業者向け情報＞募集＞プロポーザル方式等の募集・結果公表

(4) プロポーザル参加申込の受付

① 参加受付期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）

午前8時30分～午後5時

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル参加申請書（様式1）を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和6年11月29日(金)午後5時必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

公募型プロポーザル参加申請書（様式1）

(5) 企画提案書類の受付

① 受付期間

令和6年11月1日（金）～令和6年12月6日（金）

午前8時30分～午後5時

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、企画提案書（表紙及び様式2、3、企画提案書、会社概要等の書類）を事務局まで持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合も、令和6年12月6日（金）午後5時必着となります。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 表紙

イ 業務担当者経歴書（様式2）

※本業務の担当者の職歴、資格、実績等の経歴を記載してください。

ウ 企画提案書 ※派遣業務仕様書を参考に提案してください。

エ 見積書（様式3）

ⅰ 年額（1年分）を記載してください。

ⅱ 各経費の内訳については、必ず別紙に具体的に記載してください。

オ 会社概要等の書類（以下6点 ※証明書を除きA4版とします。）

ⅰ 定款、規則その他これらに類する書類

ⅱ 当該法人の登記事項証明書

ⅲ 労働者派遣事業許可証（写し）

ⅳ 過去5年以内に地方公共団体が発注する外国語指導助手派遣業務を同一地方公共団体に2年以上継続して契約した契約書の写し

ⅴ 決算書類（損益計算書、貸借対照表）を過去3年間分

ⅵ 貴社の業務内容の分かるもの（パンフレット可）

④　提出部数

９部（正本１部、副本８部）

※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

⑤　注意事項

御嵩町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

①　失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ　提出された書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　本募集要領に違反すると認められる場合

オ　評価委員会構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合

カ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ　事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク　派遣料金の上限を超える見積額の提案を行った場合

ケ　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②　著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③　複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。1 者につき 1 案とします。

④　提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤　返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥　費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべての参加者の負担とします。

⑦　その他

ア　プロポーザル参加申請書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

イ　プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ　提出された企画提案書等は、御嵩町情報公開条例（平成８年条例第２号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ　企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価委員会開催日前日の午後 4 時までに、辞退届（様式自由）を事務局に持参又は郵送により提出してください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

(7) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

【事務局】〒505-0192　可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1（御嵩町役場北庁舎２階）
御嵩町教育委員会学校教育課学校教育係　　担当：玉川　勇気、伊藤　綾那
TEL　０５７４－６７－２１１１（内線 2306）
FAX　０５７４－６７－１９０２
電子メールアドレス　gakkou@town.mitake.lg.jp

（注意１）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ＦＡＸ又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意２）メール送信の際は、件名に「御嵩町外国語指導助手派遣事業」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

第４　評価に係る事項

１　評価方法等

提案の評価は、町が別に定める構成員により組織された「御嵩町外国語指導助手派遣事業プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）が行います。なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

２　プロポーザル評価委員会

(1) 開催日

令和 6 年 12 月中旬（予定）

(2) 開催場所

御嵩町役場本庁舎 2 階　第 1 委員会室（予定）

(3) 企画提案の所要時間

①　プレゼンテーション　20 分程度
②　評価委員会構成員からの質疑　10 分程度

(4) 注意事項

①　開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
②　プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

③　参加人数は3名までとしてください。
④　プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
⑤　パソコン、プロジェクターを使用しての説明は可能とします。スクリーンは準備しますが、その他の機材についてはプレゼンテーションをおこなう者が準備すること。使用する場合は、事前に事務局へ連絡すること
⑥　指定の時間に遅れた場合、評価対象としません。
⑦　プレゼンテーションは非公開とします。
⑧　プレゼンテーションは、提出された企画提案書に沿って分かりやすく簡潔におこなうこととし、説明のスタイルは自由とします。ただし、追加提案の説明及び追加資料の提出は認めません。

3　評価項目及び評価基準

公立小中学校外国語教育におけるＡＬＴにかかわる事業が十分できる事業者であることが必須条件であり、外国語教育への姿勢、講師の採用方法・採用条件、講師の研修内容やその体制、ＡＬＴへの指導体制、本町に合った事業展開などを評価します。

4　最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価委員会構成員が評価・採点し、各評価委員会構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の６割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順　位	１位	２位	３位	４位以下
順位点	３点	２点	１点	０点

なお、評価点が同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

5　同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各評価委員会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価委員会構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

6　提案者が１者又はない場合の取り扱い

提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施します。

7　選定結果等の通知及び公表

選定結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、以下の内容を御嵩町ホーム

ページで公表します。

① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点

② 全提案者の名称（申込順）

③ 全提案者の評価点（得点順）（２位以下の提案者の名称は非公表。）

④ 最優秀提案者の選定理由

⑤ 評価委員会構成員の氏名

⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が２者の場合、③は公表しません。

第５　契約の締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、派遣業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と町との協議により最終的に決定するため、派遣契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

また、派遣事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、派遣元（発注者）である御嵩町に帰属するものとします。

第６　業務の適正な実施に関する事項

１　関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令等を遵守してください。

２　業務の一括再派遣の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に派遣し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、町と協議のうえ、業務の一部を派遣することができます。

３　個人情報保護

受託者あるいは受託者から再派遣を受けた者が本派遣業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

４　守秘義務

受託者は、本派遣業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、派遣業務終了後も同様とします。

５　事業報告書の提出

受託者は、派遣業務終了後、直ちに派遣業務完了届、事業実施報告書を県に提出してください。

第７　業務の継続が困難となった場合の措置について

町と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

１　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、町は契約の取消しができます。この場合、町に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、その他不可抗力等、町及び受託者双方の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、派遣期間終了若しくは契約の取消し等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

第８　その他

契約候補者が、御嵩町から御嵩町競争入札参加資格停止措置要領及び御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価委員会の会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合、原則として契約を解除します。

第９　問い合わせ及び各種書類の提出先

【事務局】〒505-0192　可児郡御嵩町御嵩 1239 番地１（御嵩町役場北庁舎２階）
御嵩町教育委員会学校教育課学校教育係　　担当：玉川　勇気、伊藤　綾那
TEL　０５７４－６７－２１１１（内線 2306）
FAX　０５７４－６７－１９０２
電子メールアドレス　gakkou@town.mitake.lg.jp

評価項目及び評価内容		評価点				
評価項目		優良	良	普通	やや劣	劣
1　会社について（20 点）						
	①　業務遂行の確実性があるか。	5	4	3	2	1
	②　業務への基本姿勢や小中の各段階における国際教育の理念等。	5	4	3	2	1
	③　これまでの実績や成果検証の在り方など。	5	4	3	2	1
	④　社内組織、在籍 ALT・コーディネーターなど。	5	4	3	2	1
2　外国語指導助手の資質について（40 点）						
	①　ALT やコーディネーターの資格や経験年数、採用、審査条件など。	10	8	6	4	2
	②　ALT やコーディネーターの研修・教育システムや内容について。	10	8	6	4	2
	③　教育委員会と学校との連携や教員研修など。	10	8	6	4	2
	④　小中学校の教育プログラムの充実や教材の開発・活用能力。	10	8	6	4	2
3　外国語指導助手の監理について（30 点）						
	①　ALT とコーディネーターの連携や生活指導など。	10	8	6	4	2
	②　ALT の勤務・労務管理体制や労働問題への対応など。	10	8	6	4	2
	③　緊急時のフォロー体制など。	5	4	3	2	1
	④　派遣法や個人情報についての遵守姿勢。	5	4	3	2	1
4　コスト評価（10 点）						
①　価格点　＝　（1－見積金額／提案上限額）＊10（上限 10 点）　※小数点以下切り捨て 点						
合計（100 点）						